

第191回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：平成31年1月18日(金)10:00～10:30

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

議 題：

- (1) ガス導管事業者の収支状況の事後評価を踏まえた省令等の改正の建議について
- (2) 電力・ガス取引監視等委員会の活動状況(平成29年9月～平成30年8月)について
- (3) 各経済産業局長に委任された事務の実績に係る定期報告について

○八田委員長　それでは、定刻になりましたので、第191回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日は、本年初めてですので、本年もよろしくお願い申し上げます。

それで、本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

議題に入る前に、議事や資料の取り扱いについて、都築さんからご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　第2部の2つの議題がございますが、こちらにつきましては、個社の情報を取り扱うことから、これら議事について委員会が必要とご判断された場合には非公開とし、「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

会議資料について、情報公開請求がされた場合には、その対応について改めてご相談を申し上げたいと思っております。

以上、ご判断をいただければと思います。

○八田委員長　今、説明がありましたように、「議事次第」の中で第2部の議題とされているものについて非公開としたいと思いますのですが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

どうもありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、最初の議題です。

議題（１）は、「ガス導管事業者の収支状況の事後評価を踏まえた省令等の改正の建議について」、恒藤課長からご説明をお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長　資料３、PDFで３ページでございます。本文のところをごらんください。

当委員会は、経済産業大臣及び各地方経済産業局長からの意見の求めに応じまして、昨年10月より料金審査専門会合におきましてガス導管事業者の収支状況の事後評価を行っております。今般、その料金審査専門会合から、これまでの審議を踏まえてガス導管事業者の収支管理の適正化のために、ここに記載してございます①、②の制度改正を速やかに行うことが適当であるという報告がございました。

これを踏まえまして、関連する省令等の改正について経済産業大臣に建議をすることにしたいと考えてございます。その内容について、４ページからの料金審査専門会合の資料の抜粋を用いましてご説明をいたします。

まず、１点目が、PDFの６ページでございます。ガス導管事業者の中には、飛び地があるケースについて、その飛び地について託送料金を別料金にしているケースなど、地域別に、あるいは特定導管ごとに異なる託送料金を設定している事業者がございました。

それで、現行制度では、これらの事業者も事業者単位で託送収支計算書をつくることとされておりまして、地域ごとの収支が作成されず、こういった料金が異なる地域ごとに収支のストック管理、あるいはフロー管理が行われていないという状況にございまして、今回の事後評価においても、こうした別料金となっている地域の収支の評価ができないということでございます。

「託送料金の適正性」という観点からは、これら同じ会社でも地域によって異なる料金を設定している場合には、その地域ごと、あるいは特定導管ごとにコストが託送料金に反映されるという仕組みが重要と考えられますので、こういったケースについては、その地域ごと、あるいは特定導管ごとに収支計算書をつくるよう関係する規定の改正を速やかに行うことが適当ということでございます。

それから、PDFの８ページが２点目の内容でございます。

特定導管事業者については、小売託送あるいは卸供給の件数が合計３未満の場合に

は、託送供給約款を制定しなくていいということとされておりまして、また、収支のストック管理、あるいはフロー管理が行われないということとされております。

昨年度から、事業者間精算制度が導入されまして、こうした託送供給約款をつくっていない導管事業者の中にも、事業者間精算により収益を得るというケースが出てきてございます。

この事業者間精算は、下流のネットワークを利用する需要家の負担となるものでございまして、今回の事後評価における分析においても金額が想定より大きく上振れるといったケースがみられております。したがって、事業者間精算によって上流の事業者に大きな超過利潤が生まれていないかということをチェックできるようにしておく必要があるということとございます。

したがいまして、こういった事業者間精算収益のある特定導管については、託送供給約款をつくっていただくことなどにより、収支のストック管理、あるいはフロー管理が行われるよう基準の見直しを行うことが適当と考えられるところでございます。

以上、今ご説明いたしました2点の制度改正が必要である旨、料金審査専門会合から報告があったところでございます。これを踏まえまして、この後ろの11ページの資料3-2のとおり、この案によりまして、経済産業大臣に対し、関連する省令等の改正について建議をすることにしたいと考えてございます。

ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○八田委員長      どうもありがとうございました。

今の説明内容について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。特にご異議ありませんか。

(質問、意見等：なし)

それでは、今、事務局から説明があったとおりに経産大臣への建議を委員会として行いたいと思います。

それでは、次の議題ですけれども、議題(2)「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況(平成29年9月～平成30年8月)について」、都築課長からご説明をお願いいたします。

○都築総務課長      そうしましたら、資料4、資料4-1というのがございますが、これに基づきましてご説明を申し上げます。資料の12/91というところに資料4がございます。2つめくっていただきまして、14/91に年次報告の目次を記載させていただい

ております。14ページ～15ページぐらいにかけてです。

第1章として「電力市場における適正な取引確保のための厳正な監視など」、それから第2章として「電力市場の更なる効率化、競争促進のための取組」、第3章、第4章が、同様に「ガス市場」において2章設けております。それから第5章として「熱供給事業に係る取組」、第6章として、15ページですが、「紛争処理、広報及び国際連携」ということになっております。

これを一つ一つ説明すると非常に大部で時間を要しますので、ずっと後ろのほうに行きまして83/91ページがございますが、概要資料としてつけさせていただいておりますので、それらに基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

資料4-1でございます。概要というか、トピックス的なところをセレクトしてピックアップしたものでございます。

まず、電気事業の部分でございますが、一番上の囲みのところ「電気事業」と書いてある囲みの部分ですが、「電力市場における適正な取引確保のための厳正な監視など」ということで、本体で行けば第1章に相当する部分です。

1つ目のところがございますように、契約締結前後の交付書面の不交付、それから需要家への説明義務の不履行及び工事費負担金の過大請求について勧告を行いました。

そうでした。最初に申し上げておかなければいけないですね。この年次報告は、9月に委員会が発足したということもあって、毎年9月～8月という1年のサイクルで活動状況のご報告をすることになっております。

済みません、話を戻します。

第1章のところですが、2つ目の箇条書きのところにありますように、平成28年度託送収支の事後評価の取りまとめを行いました。調達コストの削減に向けた送配電設備の使用の統一化等について状況を確認したところでございます。

続きまして、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者に対して監査を実施し、45件の指摘事項について事業者を指導したところでございます。

続きまして、大きく2つ目のところですが、「電力市場での競争促進策の検討、卸電力取引の活性化」ということで、これは第2章の第1及び第2に該当する部分でございます。

1つ目は、競争的な電力・ガス市場研究会（競争研）ですね。そこにおきまして、電気事業における市場の画定等の理論的整理を行い、小売電力市場、それから卸電力

市場それぞれの競争政策上の課題及び電気の経過措置料金の解除基準について検討を行い、論点を整理したところでございます。

それから、卸電力取引の活性化のため、旧一般電気事業者による自主的取組の改善、それからグロス・ビディング等も含みます継続的なモニタリング、先渡市場の改善策を実施したところでございます。

続きまして、「効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方」ということで、第2章の第3のところでございます。

送配電ワーキングというのを開催しておりましたが、そこで電力系統を取り巻く環境変化を踏まえまして、託送料金に関連する制度の見直しの方向性について取りまとめを行ったところでございます。それで、発電側基本料金等に関しまして、平成30年6月に大臣への建議を行っているところでございます。

続きまして、「法的分離に伴う行為規制」ということで、第2章の第6というところ です。

送配電部門の中立性の確保のために、2020年度に実施予定である送配電部門の法的分離に伴い必要となる行為規制について取りまとめを行ったところでございます。

これについては、「平成30年8月まで」という期間ではございませんが、それから1カ月後の昨年9月に大臣に省令改正の建議を行ったところでございます。

続きまして、「ガス事業」にまいりたいと思います。

「ガス市場における適正な取引確保のための厳正な監視など」ということで、これは第3章に該当する部分でございます。

料金規制が撤廃されましたガス小売料金に係る特別な事業監視を実施しております。

一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、それから旧一般ガスみなし小売事業者に対して監査を実施し、126件の指摘事項の指導を行ったところでございます。

それから、「ガス市場における競争促進策の検討」ということで、第4章の第1のところ です。

上の電気のところにもありましたけれども、競争研におきましてガス事業における市場画定の理論的整理を行い、ガス小売市場とガス卸市場それぞれの競争政策上の課題を検討し論点を整理したところでございます。

続きまして、「LNG基地の第三者利用の促進」でございます。

LNG基地の第三者利用制度について、この制度の更なる利用促進に向けて制度設

計専門会合で検討を行ったところでございます。それで、適正取引ガイドラインの改定などが必要である旨を取りまとめております。

これも、期間をまたいでおりますが、昨年12月に大臣にガイドラインの改正を建議したところでございます。

続きまして、「ガス逆流連結託送の解禁」ということで、第4章の第4の部分です。

ガスの実流方向と逆方向の連結託送供給「逆流連結託送」について、ガス流量の計算方法など逆流託送に係る供給条件の検討を行いまして、特例認可について大臣に意見回答をしたところでございます。

続きまして、「熱供給事業」にまいりたいと思います。第5章でございます。

需要家からの契約変更申し込みに対して、熱供給事業者に対して指導を実施しております。

それから4つ目でございますが、「事業」というのとは別に「組織運営」に係る部分でございますが、詳しくは次のページにまとめさせていただいておりますけれども、昨年の6月に、委員会第Ⅱ期に向けた運営方針と中期方針を策定・公表したところでございます。

以上、昨年——昨年というか平成29年9月～平成30年8月までの当委員会での活動状況についてのご報告でございます。

本年次報告の作成に当たりましては、私どもの総務課でいろいろ取りまとめをしておりますが、関係各課・室において多大な作業をやっていただき、このとおりにまとめることができましたことを、まず事務局各位に対して御礼を申し上げたいと思います。

説明は以上です。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、今の説明内容について、ご質問、ご意見ございませんか。

林委員どうぞ。

○林委員　取りまとめ、どうもありがとうございます。

特に83ページに、全体の活動状況一覧でみやすい形でまとめていただいておりますけれども、我々委員会のミッションとビジョンとバリューというのが、もともとの活動であると思いますが、それに即した形で、我々も振り返ると活動してきたということがあります。特筆すべき点としては、大臣に建議している点が幾つかあると

思っています。

例えば「電気事業」においては、託送制度の見直しの方向性の話の大臣への建議とか、あと法的分離に伴う行為規制に関しましても、大臣への省令の改正の建議、さらに「ガス事業」におきましては、LNG基地の第三者利用の促進に関するガイドラインの改正の建議ということで、我々自身、今後もしっかり活動していきながら、ビジョンとかバリュー等のミッションに従ってしっかりやっていくことは非常に大事なということも、改めて思いましたし、この活動、自画自賛するわけではないですけども、今年度の活動は、中立的なイメージでしっかりした成果が出ていると感じております。

どうもありがとうございました。

○八田委員長      ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんか。

どうぞ稲垣委員。

○稲垣委員      たしか昨年からはまったのだと思いますけれども、この年次報告、継続して出されるということが、これで2度目の活動報告になると思いますが……

○岸事務局長      3度目ですね。

○八田委員長      3度目ですね。

○稲垣委員      3度目の活動報告ですか、これが継続して出されるということは、非常に意味のあることだと思います。

しかも、この改革の、その年度のあり方を非常に色濃く反映して、この組織もどんどん変わっていくし周りも変わっていく。この様子をピチッと焦点を当てて書いているということはすばらしいと思います。

林委員から「自画自賛」とありましたけれども、とにかく局長以下、それぞれの課・室、それから都築課長が取りまとめた、皆さんでつくられた、皆さんのご努力を本当に多としたいと思います。

戻しますと、これは将来、この電力システム改革がどのように進んでいったのか、どういう時期にどういう提案があって、それでどう動いたのかということの後からトレースする、物すごく役に立つ資料になると思います。

しかも、記載内容が、制度の問題だけではなくて実際の委員会の活動、それから建議、監査あるいは規制の現実、こういうことを具体的な事実まで踏み込んで書いてあ

ることが、将来すごく役に立つということは確実なので、そこをまずは本当に評価をしていただきたいし、社会にね。それに耐え得るものをつくったのだと思います。

あとは、今年度のこれは、目次の構成をみると、非常にいい、強いメッセージ性を込めたものだというふうを感じるわけです。この手の報告では、発電から消費までのプロセスに応じて発・送、小売、あとは市場と、こういうような位置づけで書かれることが多いわけですが、この目次、「本論」などをみますと、特に「電力」ですが、まさに競争が始まって監視と、それから、その競争促進のためのプロセスがこうなっているということで、この自由化なりシステム改革がとにかく始まって、その現実をもとに、それにふさわしい形で書かれているということで、この目次のつくり方自体も、社会に対する強いメッセージ性をもったものだと思います。この目次の構成をみて、私は事務局の皆さんが改革の現実の中で自信をもってこれを進めている、そして自負をもってこれをドライブしていく、そういう強い意思を感じました。

そういう意味でもすばらしいと思います。都築さんのところでいろいろアイデアマンがいてやったのだと思いますけれども、できればどなたがやったのか、このアイデアを出したのかな、なんてことは聞きたいのですが、皆さんでやられたと思いますので、本当に御礼を申し上げたいと思います。

以上です。

○八田委員長      どうもありがとうございました。

どうぞ圓尾委員。

○圓尾委員      去年か一昨年に気がつけばよかったと思いましたが、2つあります我々の活動を、これを読んだ人に理解していただけるようにわかりやすくまとめるという意味で、1つは、「監視等委員会」の「等」とは何ですかとよく聞かれることがあり、そういう意味では1章と3章のところが「監視」の部分で、2章と4章のところが「等」に当たる部分、と非常にわかりやすい、説明のしやすいつくりになっているのは継続していつていただきたいと思います。

それから、実は昨日、再エネの大量導入の委員会に私は出ていましたけれども、そのときに、どなたがおっしゃったのか忘れたのですが、監視等委員会があり、エネ庁があり、エネルギー行政というのがどういう役割分担で成り立っているのか全体像がわかりにくい、と委員の方から発言がありました。



まあ確かに、そうだなと思ったのです。

○八田委員長      ということは、各部局の役割分担の関係ですね。

○圓尾委員      そうです。ですから、国のエネルギー行政の中で、我々はこの役割を担っていて、それでエネ庁はこの役割分担であったとか、そういう全体像もわかるような説明が、今後、こういうものをつくるときにあると、もっと理解を深めていただけるのではないかなと思ったのです。

今まで、今回も含めてつくったのは、やはり我々自身の視点でやってきたことをわかりやすく整理しているということだと思います。けれども、それに $+\alpha$ 、エネルギー行政の全体像の中での位置づけも書き加えられるようになっていくと、皆さんにより理解していただけるのではないかと思います。意見としてつけ加えておきます。○八田委員長      北本委員。

○北本委員      私、9月から参加しておりますので、そういう意味で、ちょうど圓尾さんと同じ意見を伝えました。外からみると、やはりそういうふうに見えるというところではあります。特に、制度のそれぞれの役割分担のところを理解するのに情報があると助かるなというところだと思います。

○八田委員長      ありがとうございました。

それでは、この報告自体は、基本的によくできているけれども、将来は、追加するとしたら、全体のエネルギー行政の中での役割分担を明確化するようなところがあったらいいだろうということですね。

私自身は、この1章で「監視など」と書いてあって、2章で「取組」と書いてあって、これは、建議などなのか、建議だけで終わらず、いろいろほかにもあるからなのか、そのところはなかなか難しい、政策的な役割の定義は難しいなというふうにちょっと思いましたが、まあ似たようなことだと思いますが、将来的には、ここでの役割を全体的に、各論ではなくて、もっと上のところで明確にしてあると、確かにいいだろうと思います。

しかし、中身自体は、皆さんからご意見があったように、非常にわかりやすくきちんと整理されていて、事務局のご努力に感謝したいと思います。

それでは、ここで、改めて伺いますが、この監視委員会の活動状況の報告を、委員会として決定して公表することにご異存はございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

どうもありがとうございます。

それでは、細かな修正がこれからあるかもしれません。それは私にご一任いただき、案の内容で公表させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

今度は、議題（３）です。「各経済産業局長に委任された事務の実績に係る定期報告について」、都築課長からご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　それでは、資料５に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。資料で行きますと85/91から資料が何枚かございます。

まず、上の囲みの部分でございますが、「趣旨」の部分です。

電気事業法に基づく電気の特定供給の許可、それからガス事業法に基づくガス事業の許認可等の一部分につきまして、経産局に事務委任をしております。これは、当委員会での決議に基づきまして委任されているものでございますが、その際、当該事務につきまして、経産局は随時案件を委員会事務局に報告し、委員会事務局は、定期的に当該許認可等の実績を委員会で報告するということになってございます。

それで、今回、半期で2018年７月～12月までの実績について、その定期報告の一環として報告をさせていただくものでございます。

それで、その下の部分ですが、まず「電気」の部分でございます。資料でいくと、「１．」と書いてあるところですね。「電気に係る回答件数」というところですね。一番右に2018年１月～６月「(前回)」と書いてあるところですね。そこについての比較がなされるようになってございます。前回の報告では19件に対して、今回は13件ということで、若干減少はしてございます。

次に「ガス事業に関する回答件数」でございますが、資料では、その次のページも含めまして大きく６つの種類がございます。ここでは、特徴的なものを取り上げてご報告を申し上げたいと思います。

まず、一つ飛んで２の（２）というところがございます。「ガス小売事業の経過措置に係る指定旧供給区域等の指定関係」というところでございます。

指定旧供給区域等につきましては、旧ガス事業法のもとの一般ガス事業者についての経過措置適用エリアで、それから、「指定旧供給地点」という言い方もありますけれども、ここにつきましては、簡易ガス事業者についての経過措置の適用エリアにつ

いて、でございます。一昨年（2017年）の11月から、旧供給地点の指定解除等の意見回答が行われているところでございますが、今回は、表の2つ目の行をみていただきますとわかりますように、今回解除の対象事業者が、延べ73ということで増加をしている、そんな状況でございます。

次のページでございますが、2の（4）をごらんいただければと思います。「ガス小売事業の経過措置に係る小売供給約款・供給条件関係」というところでございます。

1つ目の、「指定旧供給地点の小売供給約款の変更認可」というところですが、いろいろなものがございます中で、特徴的なというか、最近の世相を反映しているなというのが1件ございますので、トピックス的に申し上げますと、ある事業者から、働き方改革の一環として、年末に事業者固有の休業日を設けて、年末の支払い期限を変更するというような、そういうような変更の認可の申請があり、それを認可して差し支えないというふうに回答したというようなこともあります。

まあ供給条件とか、そういうこと、料金その他の供給条件ということですので、こういったような内容も事業者から寄せられているというのは、ちょっと特徴的、トピックス的なことかなというふうに感じております。

2つ目に記載しております「特別供給条件の認可」というところですが、旧ガス事業法に基づいての簡易ガス事業者が経過措置の対象になっている場合に、特別な事情に基づき、供給約款によらずに供給を行うためのプロセスでございます。今回は、昨年7月に西日本の豪雨がございました。これを受けまして中国地方の事業者の特別供給条件の認可について意見回答を行った旨の報告がございました。

続きまして、2ページ目の下の部分、2の（5）です。今回から、新たに小売ガス料金についての経過措置料金の事後評価に関する意見回答事務が追加されたところでございます。関東局、それから近畿局で実施された事後評価では、対象となっただけの事業者につきましても、小売料金の変更認可申請は必要ない旨の評価結果が回答されたところでございます。

それから、さらに次のページに移っていただきまして、2つ目のところ、2の（7）でございます。「託送供給約款関係」というところですね。

ここにつきまして、託送供給約款によらない条件で供給を行うための特例認可の報告がございました。そのうちの1件が、先ほどと重なりますが、7月の西日本豪雨災害の影響によるものです。なお、昨年6月に発生しました大阪北部地震、それから昨

年９月に発生しました北海道胆振東部地震に関連した特例認可の報告はないということでございます。

その下の３に「各局の回答件数」というのがあります、（１）で「電気」、（２）で「ガス」というふうにございます。局別の傾向がここのところを書いてございますので、ご参照いただければと思います。

最後ですが、ご報告しました委任事項につきまして、事業者からの苦情は、本省及び地方局いずれに対しても特段寄せられていない、そんな状況でございます。

以上、ご報告を申し上げます。

○八田委員長　　ありがとうございました。

今の報告内容に関して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

どうぞ稲垣委員。

○稲垣委員　　説明をお願いしたいのですが、スライドの８７、資料の３ページですけれども、３の（１）ですが、表の一番右側に「合計（前回）」という記述がありますけれども、その左側にも「合計」があって、一番右の「合計（前回）」というのは、どういうふうに読めばいいのか、ちょっと教えていただけますか。

○都築総務課長　　ご質問いただきました件ですが、これは、全ての表のところにございますように……

○稲垣委員　　そうですね。

○都築総務課長　　左側にある「合計」というのは、この半期、昨年の７月～１２月までの件数の合計となっております。次に「合計（前回）」と書いてあるのは、前回というのは前期ですね、１月～６月というのがございますが、そことの比較が参照できるようにということで、参考的に前期についての数字をここに記載させていただいている、そういうものでございます。

○稲垣委員　　前半期の合計を記載しているということですね。

○都築総務課長　　そうです。

○稲垣委員　　わかりました。ありがとうございます。

○八田委員長　　ほかにございますか。

（質問、意見等：なし）

それでは、今のご報告は報告事項ですので、事務局の報告を了としたく存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

どうもありがとうございます。

それでは、本日第1部で予定していた議事は以上です。

ほかにございますでしょうか。

○都築総務課長　　そうしましたら、以降の議題につきましては、非公開での開催となります。恐れ入りますが、一般傍聴の皆様方におかれましては、ここでご退室をお願いできればと思います。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、これもちまして第1部を終了いたします。

どうもありがとうございました。

——了——